



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 7 月 31 日 (月 曜 日) 第 428 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1	
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1	
○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明 について…………… (“) 2	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2	
公 告	
○入札公告…………… 3	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 553号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のぞみ薬局	延岡市川原崎町 385	令和5年6月2日

宮崎県告示第 554号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
メディカル薬局 惣領店	延岡市惣領町 1 番15号	令和5年6月1日

宮崎県告示第 555号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項

においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大貫 晴夫 フレアス在宅マッ サージえびの施術 所	えびの市大字向江 521 番地 1	令和5年6月30日

宮崎県告示第 556号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人明成会 吉松 病院	都城市蔵原町 5 街区29号

2 救急病院の認定の有効期間

令和5年7月24日から令和8年7月23日まで

宮崎県告示第 557号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字桂原乙28-7、乙 103-4、乙 104-11
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 558号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立 1302- 328、1302- 367
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字矢立1302- 328・1302- 367（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 559号

保安林の指定施業要件の変更（令和5年宮崎県告示第 494号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する諸塚村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
諸塚村役場
河野義男、古本久治、甲斐一一、甲斐佐、甲斐春三郎、甲斐敏治、黒木荒次郎、川口彦市、本田宗吉、本田留太郎、林田熊之助
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年宮崎県告示第 494号によること。

宮崎県告示第 560号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月31日から同年8月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎市大字 細江字時雨 西迫5560番 3地先から 同市同大字 字時雨柳迫 5684番1地 先まで	旧	5.8～ 15.5	75.5
				新	15.2～ 34.1	75.5

宮崎県告示第 561号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年7月31日から同年8月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷神 門字鷲ノ巣 2613番1地 先から同郡 同町南郷神 門同字2613 番1地先ま で	旧	6.9～ 19.6	13.8
				新	6.9～ 21.3	13.8

宮崎県告示第 562号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 川無-1地区
 - (1) 区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地

の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	小林市堤字八幡原62番18
2	” ” ” 62番1
3	” ” ” 66番12
4	” ” ” 62番5
5	” ” ” 79番7
6	” ” ” 74番
7	” ” 字狸迫45番2
8	” ” ” 48番
9	” ” 字八幡原73番2
10	” ” ” 73番2
11	” ” ” 71番
12	” ” ” 58番1
13	” ” 字中棚 187番3地先道路敷

公 告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年7月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 市町村立学校校務用コンピュータ 76台
- (2) 通信サービス 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年10月25日
- (4) 契約期間 令和5年11月1日から令和10年10月31日まで(60月)
- (5) 納入場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 (1)借入物品及び(2)通信サービスについて入札を実施する。入札金額は、初期費用及び賃借料等1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本県契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和5年宮崎県告示第120号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む)、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 上記(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を令和5年8月23日(水)までに行うこと。

ア 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

イ 申請処理の受付

宮崎県会計管理局物品管理調達課に確認すること。

なお、申請書類については、入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わない場合がある。

(3) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年8月25日(金)までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 上記(3)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について

ア 提出場所

宮崎県教育庁教職員課給与・電算担当

宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2600

イ 提出期限

令和5年8月25日(金)午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

ウ 提出方法

持参又は送付(郵便にあつては、書留郵便に限る。)

エ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合又は修正結果が審査基準に満たなかった場合に

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

は、入札参加資格を認めない。この結果は、審査終了後、入札日までの間に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁教職員課給与・電算担当
- (2) 期間 令和5年7月31日（月）から令和5年9月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁教職員課給与・電算担当
- (2) 期間 令和5年7月31日（月）から令和5年9月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁教職員課給与・電算担当
- (2) 提出期限 令和5年9月8日（金） 午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁防災庁舎 防52号室
- (2) 日時 令和5年9月11日（月） 午後4時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁教職員課給与・電算担当

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs: 76 computers
- (2) Time-limit for tender: 5:00 p.m. 8 September 2023
- (3) Contact point for the notice: Faculty and Staff Division Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2600

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第15号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和5年7月31日

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務1級
- (2) 施設警備業務2級
- (3) 空港保安警備業務1級
- (4) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 施設警備業務1級

㊦ 学科試験

令和5年11月14日（火）午前9時から午前11時まで

㊧ 実技試験

令和5年12月14日（木）午前9時から午後5時まで

イ 施設警備業務2級

㊦ 学科試験

令和5年11月14日（火）午前9時から午前11時まで

㊧ 実技試験

令和5年12月13日（水）午前9時から午後5時まで

ウ 空港保安警備業務1級

㊦ 学科試験

令和5年11月14日（火）午前9時から午前11時まで

㊧ 実技試験

令和5年12月7日（木）午前9時から午後5時まで

エ 空港保安警備業務2級

㊦ 学科試験

令和5年11月14日（火）午前9時から午前11時まで

㊧ 実技試験

令和5年12月6日（水）午前9時から午後5時まで

オ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

イ 実技試験

㊦ 施設警備業務1級及び同2級

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

㊧ 空港保安警備業務1級及び同2級

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（鹿児島県公安委員会が受付ける受検者を含むものとし、申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 施設警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 施設警備警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属してい

る警備員

(3) 空港保安警備業務 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 空港保安警備業務 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(2) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 空港保安警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(5) 空港保安警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付期間及び時間帯

ア 令和 5 年 8 月 14 日 (月) から同年 8 月 25 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

イ 時間帯

午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 施設警備業務 1 級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。）1 通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

(エ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(オ) 施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（前記 3 の (1) のアに該当する場合に限る。）

(カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書（前記 3 の (1) のイに該当する場合に限る。）

(キ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

イ 施設警備業務 2 級

(ア) 検定申請書 1 通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

<p>(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>(ロ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>ウ 空港保安警備業務 1 級</p> <p>(ア) 検定申請書 1 通</p> <p>(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p> <p>(ロ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>(ロ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（前記 3 の(3)のイに該当する場合に限る。）</p> <p>(ロ) 空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し（前記 3 の(3)のイに該当する場合に限る。）</p> <p>(ロ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>エ 空港保安警備業務 2 級</p> <p>(ア) 検定申請書 1 通</p> <p>(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）</p> <p>(ロ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）</p> <p>(イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）</p> <p>(ロ) 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状</p> <p>(3) 検定申請書等提出先 受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）</p> <p>6 検定手数料</p> <p>(1) 施設警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(2) 空港保安警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。</p> <p>(3) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 受検に際し、学科試験については筆記用具、実技試験については室内用運動靴等を持参すること。</p> <p>(2) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。</p> <p>(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。</p> <p>(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置</p>	<p>を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。</p> <p>(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------